

月刊エフアンドパートナーズVOL.14

【昔の戸籍】

寒い日が続きましたので、春が待ち遠しいですね。
季節の変わり目ですので体調にお気をつけ下さい。

今回は、**昔の戸籍** についてです。



司法書士法人
F&Partners

戸籍について...

最近の戸籍はコンピュータ化されたものが増え、ずいぶん見やすくなりました。
その前はもちろん手書きの戸籍だったわけですが、相続手続きに必要な戸籍を集める過程で、
コンピュータ化前の戸籍、さらには法改正前の戸籍も必要になることが多々あります。

「家」単位? 「夫婦」単位?

現在と表記方法が同じものは昭和23年の法改正以降のもので、戸籍を「夫婦」単位で作成
するよう法改正がされています。それまでは「家」を単位にしていますので祖父母や甥姪など
も一つの戸籍に載っています。また、現在では廃止された「分家」「家督相続」の制度があり
ましたので、これらの理由で戸籍を脱して新たに戸籍を作成するという節目がありました。

改正原戸籍

法改正の度に戸籍は作り替えられますが、新しい戸籍にはそれ以前に亡くなられたりした方
の情報などが載っていません。相続関係を全て確認するために、改正前の戸籍(=改正原戸籍
と言います)も必要になってきます。

「戸籍を取りに行く時間が無い」「どの戸籍を取ればいいのか分からない」
お困りの際にはお気軽に、ご相談下さい!



お問い合わせフリーダイヤル

平日 9:00~19:00

土日祝10:00~19:00

0120-356-652

〈京都事務所〉

京都市中京区烏丸通六角下ル七観音町623番地
第11長谷ビル5F

〈滋賀事務所〉

滋賀県草津市大路1丁目1番1号 エルティ932 1F

〈大阪事務所〉

大阪市中央区内本町1-1-1 OCTビル3F

〈神戸事務所〉

兵庫県神戸市中央区中町通2丁目2-17